

会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項に
定める変更事項の開示
((変更) 吸収分割に関する事前備置書類)

2023 年 3 月 16 日

株式会社新潟放送

株式会社新潟放送分割準備会社

2023年3月16日

会社法第782条第1項及び同法第794条第1項に定める備置書類
((変更)吸収分割に関する事前備置書類)

新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送
代表取締役社長 佐藤 隆夫

新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送分割準備会社
代表取締役社長 佐藤 隆夫

株式会社新潟放送(以下「新潟放送」といいます)と新潟放送の完全子会社である株式会社新潟放送分割準備会社(以下「分割準備会社」といいます)とは、新潟放送を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社として、新潟放送がそのグループ経営管理事業を除く一切の事業に関して有する権利義務を、2023年6月1日を効力発生日として、分割準備会社に承継させる吸収分割(以下、「本吸収分割」といいます)を行う旨の吸収分割契約を2022年10月7日に、契約内容の変更を目的として、吸収分割契約書に係る覚書を2022年10月28日に、効力発生日の変更を目的として、吸収分割契約書に係る覚書を2023年3月16日に締結しました。

本吸収分割を行うに際して、2022年11月14日付で、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項を記載した書面(以下「事前開示書類」といいます)を備置しておりますところ、当該事前開示事項に変更が生じました。

当該変更に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条第7号並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条第7号により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 事前開示書類の「1. 本吸収分割契約の内容」を以下のとおり変更いたします。

新潟放送と分割準備会社が2022年10月7日付で締結した吸収分割契約書、2022年10月28日付で締結した吸収分割契約書に係る覚書及び2023年3月16日付で締結した吸収分割契約書に係る覚書は、別紙1のとおりです。

以上

別紙 1

吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

株式会社新潟放送（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送分割準備会社（以下「乙」という。）とは、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2022年10月7日付けで、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲のグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社新潟放送（ただし、2023年4月1日付で「株式会社BSNメディアホールディングス」に商号変更予定）

住所：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社新潟放送分割準備会社（ただし、2023年4月1日付で「株式会社新潟放送」に商号変更予定）

住所：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、承継対象権利義務の承継につき、関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、同意等を要するものについては、当該許認可ないし承諾等を条件として、承継対象権利義務を本吸収分割に際して承継させるものとする。
- 甲から乙への本吸収分割による債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、乙の普通株式1,800株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、本吸収分割がその効力を生ずる日における承継対象事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 資本金の額 | 金 100,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金 25,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金 0円 |

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

- 甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
- 乙は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本吸収分割にかかわらず、効力発生日後においても、承継対象事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

第9条（前提条件）

効力の発生は、以下に定める全ての条件が充足されていることを前提条件とする。

- (1) 第7条第1項に定める甲の株主総会及び同条第2項に定める乙の株主総会において本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議が得られていること
- (2) 甲が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等、乙が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等、並びに、甲及び乙において本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られていること

第10条（条件の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事象が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定めなき事項及び本契約に関する疑義については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、これを解決する。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する

2022年10月7日

甲： 新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送
代表取締役社長 佐藤 隆夫



乙： 新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送分割準備会社
代表取締役社長 佐藤 隆夫



(別紙) 承継権利義務明細表

1. 承継の対象となる資産

承継対象事業に係る一切の資産。ただし、以下のものを除く。

- (1) 現金及び預金(ただし、現金及び預金10億円を控除した金額とする。)
- (2) 本社(所在地:新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地)の土地
- (3) 古町ルフル(所在地:新潟県新潟市中央区古町通7番町1010)の前払費用、土地、建物、建物附属設備及びこれに付随する有形・無形固定資産
- (4) 土地(所在地:新潟県新潟市中央区上大川前通7番町1168-1、栃木県那須郡那須町大字湯本213-1717)
- (5) 関係会社株式(ただし、株式会社サンビデオ映像を除く。)及び投資有価証券(ただし、取引先持株会(サトウ食品持株会、ブルボン柏湧会)で所有するサトウ食品株式、ブルボン株式を除く。)
- (6) 甲が保有する全ての株式に係る本効力発生日の前日までに基準日が到来する剰余金配当請求権
- (7) 受取手形、売掛金、未収入金、長期貸付金
- (8) 上記資産に係る繰延税金資産

2. 承継の対象となる債務

承継対象事業に係る一切の債務。ただし、以下のものを除く。

- (1) 未払代理店手数料
- (2) 未払金
- (3) 設備関係未払金
- (4) 未払法人税等
- (5) 未払事業所税
- (6) 未払消費税等
- (7) 古町ルフルの前受金、預り保証金
- (8) 預り金(ただし、源泉税に係るものに限る。)
- (9) 長期未払金
- (10) 上記債務に係る繰延税金負債

3. 承継の対象となる労働契約等

(1) 雇用契約

効力発生日の直前において、甲に在籍しているすべての従業員(出向者を含む。)に係る労働契約上の地位、及び当該契約に基づき発生する権利義務の一切。

4. 承継の対象となるその他の権利義務等

(1) 知的財産権

承継対象事業に属する特許、実用新案権、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産。

(2) 雇用契約以外の契約

効力発生日の直前において甲が締結している承継対象事業に係る一切の契約。ただし、以下のもの、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本吸収分割の効力発生日までに必要な対応が完了しなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

- ① 会計監査人との間で締結した監査契約及びこれに付帯または関連する契約
- ② 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約及びこれに付帯または関連する契約
- ③ 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約
- ④ 証券会社との間で締結した一切の契約及びこれに付帯又は関連する契約(ただし、上場株式の取引等に係る契約、「株式会社新潟放送(担保口)口座」に係る契約及びこれらに付帯又は関連する契約を除く)
- ⑤ 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約及びこれに付帯又は関連する契約
- ⑥ 甲の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他保険に関する契約及びこれに付帯又は関連する契約
- ⑦ 古町ルフルの建物に係る契約
- ⑧ 新潟県新潟市中央区上大川前通7番町1168-1の土地に係る契約
- ⑨ 甲のグループ経営管理事業にかかる契約

(3) 許認可等

承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

5. 承継の対象となる権利義務の変更

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、承継対象事業を乙に承継するために必要となった場合、承継対象事業の承継によって甲又は乙のいずれかに想定外の出捐その他業務運営上の支障を生じることが判明した場合には、必要に応じて甲乙間で協議・合意の上、本別紙「承継権利義務明細表」の内容を変更することができる。

以上





吸収分割契約書に係る覚書

株式会社新潟放送（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送分割準備会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した2022年10月7日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約書に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

第1条（本吸収分割により増加する乙の資本金の変更）

甲及び乙は、原契約第5条に規定する、本吸収分割により増加する乙の資本金を、次のとおり変更する（下線は変更箇所）。

変更前 （1） 資本金の額 金 100,000,000 円

変更後 （1） 資本金の額 金 90,000,000 円

第2条（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

第3条（協議事項）

本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

第4条（効力発生日）

本覚書は、2022年10月28日より効力が発生するものとする。

（以下余白）

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年10月28日

甲： 新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送
代表取締役社長 佐藤 隆夫



乙： 新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送分割準備会社
代表取締役社長 佐藤 隆夫



吸収分割契約書に係る覚書

株式会社新潟放送（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送分割準備会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した2022年10月7日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）および原契約に付随する変更契約・覚書等（以下原契約と併せ「原契約等」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約書に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

第1条（当事者の商号）

甲及び乙は、原契約第2条に規定する、本吸収分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号を、次のとおり変更する（下線は変更箇所）。

変更前

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社新潟放送（ただし、2023年4月1日付で「株式会社BSNメディアホールディングス」に商号変更予定）

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社新潟放送分割準備会社（ただし、2023年4月1日付で「株式会社新潟放送」に商号変更予定）

変更後

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社新潟放送（ただし、2023年6月1日付で「株式会社BSNメディアホールディングス」に商号変更予定）

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社新潟放送分割準備会社（ただし、2023年6月1日付で「株式会社新潟放送」に商号変更予定）

第2条（効力発生日）

甲及び乙は、原契約第6条に規定する、本吸収分割にかかる効力発生日を次のとおり変更する（下線は変更箇所）。

変更前

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1

日とする。

変更後

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年6月1日とする。

第3条（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

第4条（協議事項）

本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

第5条（効力発生日）

本覚書は、2023年3月16日より効力が発生するものとする。

（以下余白）

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2023年3月16日

甲：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送
代表取締役社長 佐藤 隆夫



乙：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送分割準備会社
代表取締役社長 佐藤 隆夫



